四　委託先の監督（法第二十二条関係）

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、次に掲げる事項に留意しつつ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（一）　個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。

（二）　委託先が委託を受けた個人データの保護のために講ずべき措置として、次に掲げる内容が委託契約において明確化されていること。

①　委託先において、その従業者に対し、当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

②　当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨の文書をもって報告すること。

ただし、個人データの取扱いの再委託については、船員雇用管理情報の漏えい等の危険性が増大すること等からできる限り行わないことが望ましい。

③　委託契約の期間、委託先における個人データの管理方法及び委託契約終了後の個人データの処理（返却又は委託先における破棄若しくは削除をいう。以下この号において同じ。）の方法。

④　利用目的達成後の個人データの処理が適切かつ確実になされること。

⑤　委託先における個人データの加工及び書き換え（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん並びに不正な情報の追加を禁止すること。

⑥　委託先における個人データの複写又は複製（以下「複写等」という。委託契約の範囲内であって、管理上必要なバックアップを目的とする場合等の必要不可欠なものを除く。）を禁止すること。

⑦　委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。

⑧　委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任。

なお、委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合には、委託元と委託先との連携により、再発防止に努めること。

第七　個人データの第三者提供に関する義務

一　第三者提供の制限に関する原則（法第二十三条第一項関係）

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

二　第三者提供の制限に関する例外（法第二十三条第一項関係）

次のいずれかに該当する場合は、一の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

（一）　刑事訴訟法の規定に基づく捜査への対応等、法令に基づく場合。なお、当該法令に第三者提供を受ける相手方についての根拠のみがあり、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

（二）　急病人の連絡先を医師に伝える等、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（三）　児童虐待のおそれのある家庭の状況に係る情報を、児童相談所、警察等が共有する必要がある場合等、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（四）　統計調査に回答する場合等、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。なお、事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性及び合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

三　いわゆるオプトアウト（法第二十三条第二項及び第三項関係）

事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、一及び二の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

（一）　第三者への提供を利用目的とすること

（二）　第三者に提供される個人データの項目

（三）　第三者への提供の手段又は方法

（四）　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、（二）又は（三）に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

四　第三者に該当しないもの（法第二十三条第四項及び第五項関係）

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、一から三までの規定にかかわらず、事業者は当該個人データを提供することができる。

（一）　事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。

（二）　合併、分社化、事業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。

（三）　個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

①　共同利用をする旨

②　共同して利用される個人データの項目

③　共同して利用する者（以下「共同利用者」という。）の範囲

④　利用する者の利用目的

⑤　個人データの安全管理等について共同利用者の中で責任を有する事業者の氏名又は名称

ただし、②又は③に掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。また、④又は⑤に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、変更前にあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置かなければならない。